



A colorful illustration of a village scene. In the foreground, there are two houses: one with a blue roof and one with a red roof. Both houses have yellow walls and small square windows. To the left of the houses is a yellow bird with orange feet, facing left. To the right of the houses is a green tree with a brown trunk. In the background, there are more green trees and a light blue sky. The overall style is simple and cartoonish.

目 次

第 1 章 地域福祉活動計画策定の概要

- 1 活動計画策定の目的 1 ページ
 - (1) 近年の福祉を取り巻く状況
 - (2) 郡山市社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定
- 2 活動計画の位置づけ 2 ページ
- 3 活動計画の構成 3 ページ
- 4 活動計画の期間と見直しの時期 3 ページ

第 2 章 地域福祉活動計画づくりの取り組み・現状分析

- 1 活動計画のための組織体制 4 ページ
- 2 郡山市との連携による計画策定について 5 ページ
- 3 活動計画策定のための取り組み 6～8 ページ
 - (1) 住民懇談会
 - (2) 生活支援コーディネーターによる聞き取り活動
 - (3) 地区社協・支部社協で活動している役員（福祉委員）からのアンケート結果
- 4 地域の現状分析 9～12 ページ

第 3 章 基本理念・基本目標・基本計画

- 1 基本理念 13～14 ページ
- 2 基本目標 15 ページ
- 3 基本計画 16 ページ
- 4 実施計画 17 ページ
- 5 活動計画の体系 17～18 ページ

第 4 章 実施計画・実施事業の概要

- 1 実施事業 19～28 ページ
- 2 活動計画の推進体制や評価体制 29 ページ

資料編

- 1 第 4 次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 30～31 ページ
- 2 第 4 次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 32 ページ
- 3 第 4 次地域福祉活動計画策定経過 33 ページ
- 4 用語解説 34～36 ページ
- 5 参考資料 37～45 ページ

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1 活動計画策定の目的

(1) 近年の福祉を取り巻く状況

近年、さらなる少子高齢化、家族機能の低下、地域住民のつながりの希薄化などが進行し、地域社会の状況は大きく変容しています。このような中、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、これまでの福祉制度の枠組みでは対応が難しい様々な生活課題・福祉課題が生じています。

また、東日本大震災や水害による被災やそれに対する復旧・復興活動の経験から、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時などの緊急時における被災者や要配慮者への円滑な支援体制の確立などの重要性が改めて認識され、地域において、日頃から支え合いや助け合いの意識を高め、連携・協働の体制づくりを図っていくことが重要です。

平成26年6月の介護保険制度の改正では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入や、生活支援体制整備事業として「協議体の設置」、「生活支援コーディネーターの配置」などが導入され、新たな地域づくりの取り組みが始まりました。

このような状況の中、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスのさらなる充実とともに、住民自身が地域の様々な生活課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現を目指した活動に取り組んでいくことが求められています。

(2) 郡山市社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定

郡山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、従来から地域福祉活動を重視した取り組みをしており、住民組織である地区社会福祉協議会を地域福祉活動の実践母体として再編し、福祉の意識啓発、小地域ネットワーク活動、ふれあい型食事サービス等を推進してきました。

また、県内でもいち早く昭和62年4月にボランティアセンターを開設し、ボランティア・市民活動の振興に取り組んできました。

さらに、平成7年には『第1次地域福祉活動計画』を策定し、一人暮らしなどの高齢者が気軽に参加でき、主体的に活動する『いきいきサロン活動』の推進などを提唱してきました。そして、平成19年には郡山市が策定する『郡山市地域福祉計画』に呼応した民間の行動計画として、『第2次地域福祉活動計画』を策定しました。また、平成25年には郡山市の『第2期郡山市地域福祉計画』と呼応した『第3次地域福祉活動計画』を策定し、住民主体による「思いやりと支え合いのハーモニー 安心と活力のあるまち

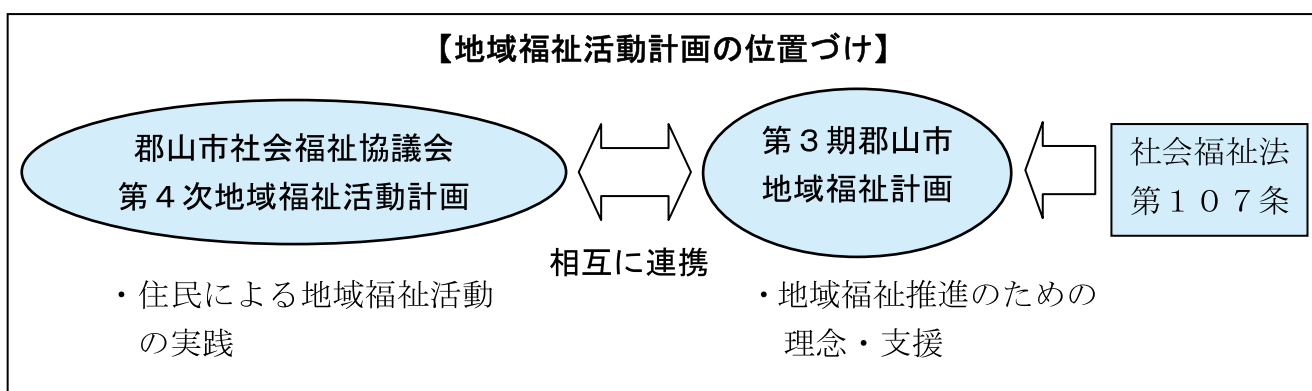
こおりやま」を基本理念とし、活動に取り組んできました。

平成29年度に、『第3次地域福祉活動計画』の5か年の計画期間が終了となることから、その理念を踏まえつつ、地域における住民主体の地域福祉活動を積極的に支援するとともに、行政、関係機関・団体と地域住民とが協働した地域福祉活動のより一層の推進と充実を図り地域共生社会の実現に向け、『第4次地域福祉活動計画』（以下「活動計画」という。）の策定に取り組むこととしました。

2 活動計画の位置づけ

『地域福祉活動計画』とは、行政が策定する『地域福祉計画』に呼応した民間の行動計画です。『地域福祉計画』とは、社会福祉法第107条に規定されるもので、「地域福祉の推進」の理念を具体化するものであり、福祉サービスのあり方、市民や地域、事業所、行政などのそれぞれの役割や取り組むべき施策や行動を掲げるものとなっています。

それに対し、『地域福祉活動計画』は、地域福祉活動を行う地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの民間団体が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の推進などの具体的な内容を定める実践的な計画です。



（参考）

※ 郡山市が策定する「地域福祉計画」とは、社会福祉法にもとづく行政計画として地域福祉推進のあり方を具体化する計画です。地域福祉を推進するための課題を明らかにし、基本理念をはじめ、基盤となるしくみや施策体系をつくるための計画となります。

※ 社会福祉法 第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 活動計画の構成

この活動計画は、基本理念、基本目標、基本計画そして実施計画の4つの領域から構成しています。

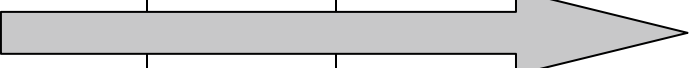
活動計画は、『みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま』を基本理念として定め、それを実現するために5つの基本目標を掲げました。

さらに、5つの基本目標には、それぞれの柱に応じて基本計画と実施計画を示しています。

4 活動計画の期間と見直しの時期

この活動計画は、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4か年計画とします。

また、活動計画と地域福祉計画は一体的な整備を図ることが望ましいことから、今後についても計画期間を合わせるとともに、次期改定計画も、郡山市と協働で策定するよう努めていきます。

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
郡山市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画				
第3期郡山市地域福祉計画				

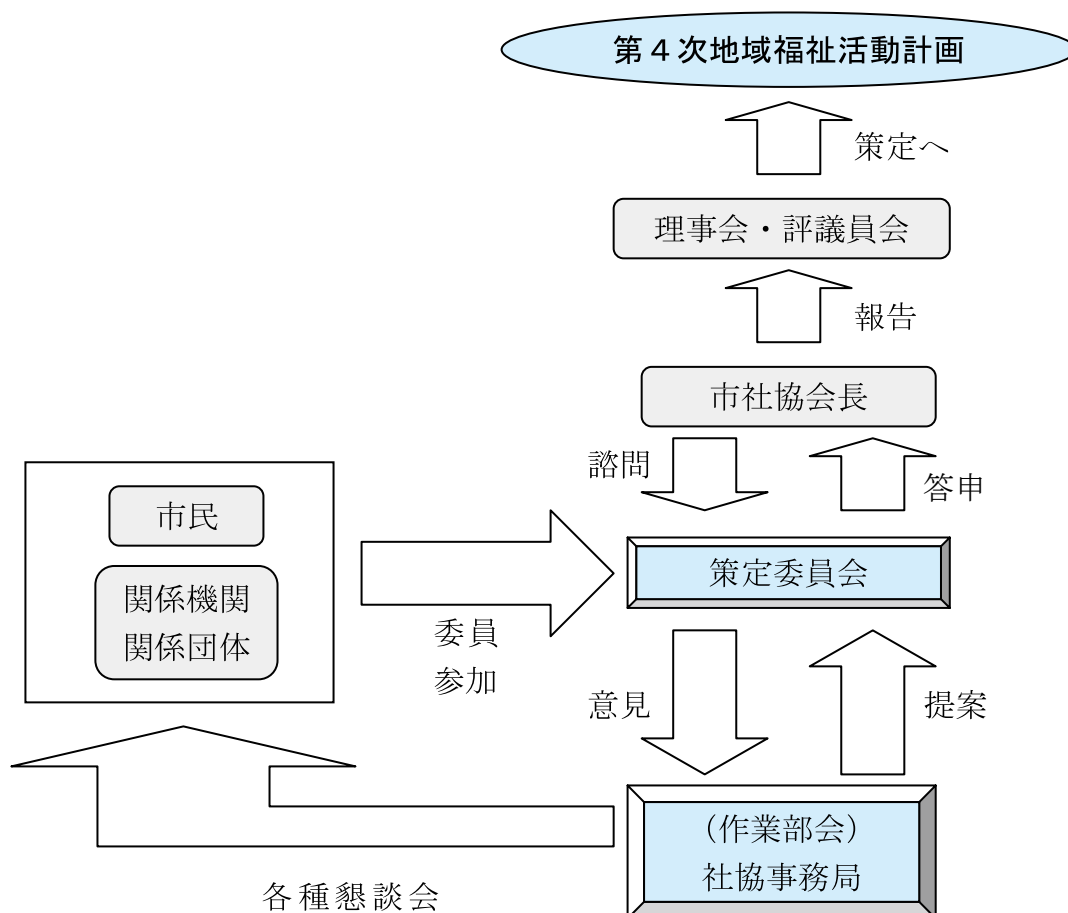
第2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み

・現状分析

1 活動計画のための組織体制

この活動計画を策定するために、地域福祉活動団体や市民活動団体（ボランティア・NPO団体）、福祉施設、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、保健・医療などの機関・団体、学識経験者、福祉行政機関、地域福祉団体（社会福祉協議会、民生委員協議会）などで構成される「策定委員会」がそれぞれの立場から計画内容の検討と策定作業を行いました。

【第4次地域福祉活動計画の策定体制】



2 郡山市との連携による計画策定について

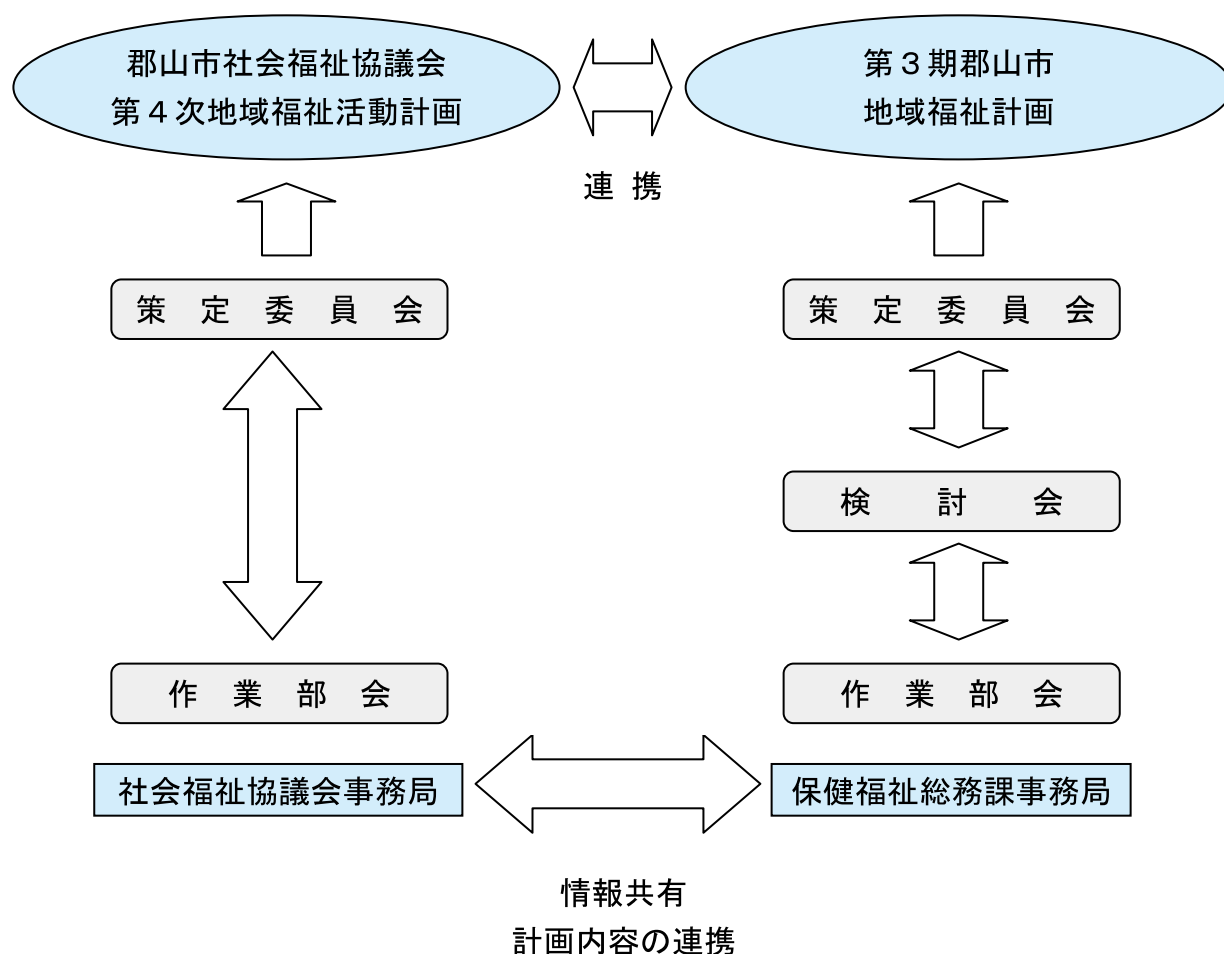
郡山市が策定する「地域福祉計画」とは、社会福祉法にもとづく行政計画として地域福祉推進のあり方を具体化する計画です。地域福祉を推進するための課題を明らかにし、基本理念をはじめ、基盤となるしくみや施策体系をつくるための計画となります。

それに対し、『地域福祉活動計画』は、「地域福祉計画」の基本的な考え方をうけて、地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの各種民間団体が、主体的な地域福祉活動を推進するうえでの方向性を示すために策定する民間の行動計画です。

つまり、「地域福祉計画」は、地域福祉推進のための理念を中心とした内容であるのに対し、『地域福祉活動計画』は、住民による地域福祉活動の実践的な内容の計画です。

このため、両計画の策定にあたっては、職員が相互の策定組織に参加し仕組みや情報を共有し、計画内容にも連携をもたせています。

【連携による計画策定体制】



3 活動計画策定のための取り組み

この活動計画を策定するにあたり、できるだけ多くの市民の声を聴き、地域の実情に見合った実効性のある内容の計画とするため、郡山市との協働により『あすまちエリアディスカッション』への参画や市社協の下部組織である各地区社会福祉協議会・各支部社会福祉協議会（以下「地区社協・支部社協」という。）の『いきいきサロン』などへ参加し、地域における生活課題や福祉課題の把握に努めました。

（１）住民懇談会『あすまちエリアディスカッション』への参画

地域の生活課題・福祉課題やそれに対する意見を収集するため、郡山市が実施した『あすまちエリアディスカッション』に参画しました。【表１】

【あすまちエリアディスカッションの概要】

参画時期：平成２９年２月７日（火）～平成２９年２月１６日（木）

場 所：市内１５か所

参加者数：３４２名

【表１】

No.	地 区 名	参加者数	開催日時	会 場
1	安 積	22人	平成29年2月7日(火)	安積行政センター
2	田 村	21人	平成29年2月7日(火)	田村行政センター
3	中 田	11人	平成29年2月7日(火)	中田ふれあいセンター
4	逢 瀬	19人	平成29年2月9日(木)	逢瀬コミュニティセンター
5	三 穂 田	25人	平成29年2月9日(木)	三穂田ふれあいセンター
6	湖 南	29人	平成29年2月9日(木)	湖南行政センター
7	富 久 山	30人	平成29年2月10日(金)	富久山行政センター
8	日 和 田	11人	平成29年2月10日(金)	日和田地域交流センター
9	西 田	24人	平成29年2月10日(金)	西田ふれあいセンター
10	喜 久 田	28人	平成29年2月15日(水)	喜久田ふれあいセンター
11	片 平	12人	平成29年2月15日(水)	片平ふれあいセンター
12	熱 海	25人	平成29年2月15日(水)	熱海行政センター
13	本 庁	39人	平成29年2月16日(木)	郡山市役所
14	富 田	21人	平成29年2月16日(木)	富田公民館
15	大 槻	25人	平成29年2月16日(木)	大槻ふれあいセンター
	計	342人		

（２）生活支援コーディネーターによる地域への聞き取り活動

生活支援コーディネーターは、各地域で地域包括ケアシステムづくりの一環として行われている地域包括支援センターが主催する地域ケア会議や、地区社協・支部社協が行う各種会議やいきいきサロンなどの地域住民支え合い活動に参加し、福祉関係事業所職員や民生委員・児童委員をはじめ、いきいきサロンなどの参加者や福祉委員など地域住民に対して、地域における課題や改善点の聞き取りを行いました。【表２】

【聞き取り状況】

実施時期：平成２９年４月３日（月）～

場 所：各開催会場

参加件数：３０１件（平成２９年１２月３１日時点）

【表２】

聞き取り内容	件 数
(1) 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起	３７件
(2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ	９件
(3) 関係者のネットワーク化	１４５件
(4) 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一	６４件
(5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発	３９件
(6) ニーズとサービスのマッチング	７件
(7) 地区説明会の実施	０件
計	３０１件

（３）地区社協・支部社協で活動している役員（福祉委員）からのアンケート結果

地区社協・支部社協で役員（福祉委員）として活動している中において、日頃から感じていること、課題だと思えることを把握するためにアンケートを行いました。

【アンケート状況】

実施時期：平成２９年１１月９日（木）、１１月１３日（月）

場 所：歳末たすけあい運動配分事業説明会（郡山市総合福祉センター 集会室）

対象人数：６４人（２日間）

(質問1) 地域で暮らしている中での気になることや悩み事。

- ・本当に困っている人（高齢者、子育て中の母親）は地域の事業に参加できないでいること。
- ・担い手不足。少子高齢化。サービスの受け手や需要は増えているが、担い手、開催場所が無い。また、子ども向けの事業を行いたい地域に子どもがおらず行えない。
- ・一人暮らし高齢者の中には、家に入られることや、接触を好まない人もおり、もしもの時に対応できない。そんな人への対応。
- ・人口の増減が地域によって激しい。
- ・各事業への町民参加の増加が難しい。参加したくない人にはどうしたらよいか。
- ・高齢者の事業開催場所までの交通手段。
- ・超高齢化が進む中で、健康寿命を伸ばす運動を進めたい。
- ・民生委員や町内会連合会との連携について。

(質問2) 地域課題を解決していくための考えや要望を教えてください。

- ・新規事業を行うことも大切だが、今までの事業を続けていくべき。
行っている事業の効果や福祉、支え合いの大切さを PR する活動を行うべきである。
- ・地域の住民と関わる際の、踏み込んでよい線引きがあれば、対応の仕方も積極的になれる。関わり方、行えることの範囲など。
- ・行政機関との相互の協力要請など、連携を深める。
- ・地域の実状をふまえて、課題を話し合う場を設けたい。
- ・担い手、ボランティアの養成。
- ・地域の特色や立地を活かした活動を行いたい。
- ・交流を図るにあっては、何事もきっかけづくりが必要である。
- ・若い人を活動に取り込み、その人が参加しやすい活動計画を企画する必要がある。



4 地域の現状分析

計画策定にあたり、地域の生活課題・福祉課題やそれに対する意見を収集するため、郡山市が実施した『あすまちエリアディスカッション』（住民懇談会）に参画し、市民や関係団体のメンバーなどから様々な意見を伺いました。

また、生活支援コーディネーターが地域ケア会議などの各種会議やいきいきサロンなどの地域住民支え合い活動に参加し、地域住民や福祉関係事業所職員、民生委員・児童委員、福祉委員から聞き取りを行った結果などから次の課題があげられました。

・地域の現状分析による課題

課題1 丸ごとつながり支え合う地域の再構築

課題2 地域づくりのための人材確保と活動基盤整備

課題3 相談・支援体制の強化

課題4 市民と関係団体等のパートナーシップの強化

課題5 情報の発信による市民・関係団体の活動の活性化



課題1 丸ごとつながり支え合う地域の再構築

懇談会や聞き取りの結果から

- ・隣近所でさえ、誰が住んでいるかよくわからない。日頃からの交流がない。
- ・核家族化の進行、単身世帯の増加やマンション、アパートの増加で近所づきあいが減少している。近所づきあい自体がほとんどない。
- ・プライバシーの問題や個人情報保護の問題もあり、人と人がつながる機会が減っている。
- ・子どもの貧困問題の対策として、市内に子どもの居場所を増やすべき。
- ・地域福祉活動の推進に障がい分野への対応が薄い。

少子高齢化、家族機能の低下、地域住民同士のつながりの希薄化などが進行し、地域社会の状況は大きく変容しています。それにより、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、複雑化、多様化している生活課題や福祉課題に対応していく必要が生じています。

このような中、国においては、住民自身が地域の様々な生活課題を『我が事』として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現を目指した施策を展開することとしています。

課題2 地域づくりのための人材確保と活動基盤整備

懇談会や聞き取り結果から

- ・高齢化により、町内会活動や地域住民支え合い活動の担い手が減少している。
- ・担い手を確保するため、地域の活動に若者の参加を促していきたいが方法がわからない。何かアイデアがあったら教えて欲しい。
- ・近隣に認知症の高齢者が増えている。認知症に対する正しい知識と理解を深めていく必要がある。
- ・地域福祉に取り組まれている人の知識や経験を基にマニュアルを作り、地域住民の新たな参加のしやすさにつなげるべきである。

住民の高齢化により、自治会・町内会などの各種団体において活動を支える担い手が減少してきています。同様に、地域住民支え合い活動を推進する福祉委員やボランティアにおいても、担い手不足が生じています。

『地域共生社会』を実現していくためには、地域住民支え合い活動を推進していく担い手の確保と養成は急務であり、シニア世代をはじめ若い世代にも地域住民を支えていくための様々な活動に担い手として参加してもらうことが必要となります。また、2025年問題を見据え、高齢者になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会づくりを目指すため、認知症に対する正しい理解と知識を深めるための福祉教育にも力を入れることが必要であり、認知症の高齢者やその家族を支える担い手の確保と併せ、地域住民支え合い活動のさらなる活性化を図っていくことが求められています。

課題3 相談・支援体制の強化

懇談会や聞き取り結果から

- ・ 困りごとや悩みごとがあっても、どこに相談したらよいのか相談先がわからない。
- ・ 地域の人の手助けをしたいが、誰が助けを必要としているかわからない。どこに困っている人がいるのかの情報が入ってこない。
- ・ 福祉サービスを受けていることを近所の人に知られたくないと思っている人が多いのではないか。
- ・ 生活支援コーディネーターについて、地域住民をはじめ、幅広い関係機関に知ってもらう機会が必要である。

地域における生活課題や福祉課題が複雑化、多様化するなかで、これまでの福祉制度では対応困難な複合的な課題を抱える地域住民も増加しており、相談自体をどこにつないだらよいか悩むケースが増加することが予想されます。『地域共生社会』の実現をより確実なものとするためには、住民の身近な日常生活圏域で、地域住民が主体的に地域の課題を把握するとともに、住民自らがその課題の解決を試みることができる地域づくりを目指していくことが求められます。

そのためには、『協議体』と『生活支援コーディネーター』が効果的に連携、協働することが必要不可欠であり、住民一人ひとりが地域の生活課題を自らの課題『我が事』として捉え、課題解決に向けた取り組みに主体的に関わっていくことができる「地域の福祉力」を強化していく必要があります。

課題4 市民と関係団体等のパートナーシップの強化

懇談会や聞き取り結果から

- ・ 行政や地域包括支援センター、社協などの関係団体には、一定のルールのもとに情報を共有する仕組みが欲しい。
- ・ 行政や専門機関が持っている情報を個人情報保護法の法律にとらわれない形で、関係機関・団体が情報共有をできるシステムが欲しい。
- ・ 地域にある福祉関係の事業所や施設が住民同士の福祉活動の拠点として活用できるなど、多様な選択肢により、取り組みの幅を広げていきたい。
- ・ たくさんの団体やグループが同じ活動や内容で存在しており、効率が悪い。

地域においては、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、これまでの福祉制度の枠組みでは対応が難しい様々な生活課題・福祉課題が生じています。このため、平成26年6月の介護保険制度の一部改正などで地域包括ケアシステムの構築などが提唱され、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）が導入され、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために、個別のニーズにあった多様なサービスの提供が求められることとなり、民間企業・NPO・協同組合・社会福祉法人・ボランティア等の多様な主体による重層的な生活支援サービスの

提供体制の構築が求められています。そのためには、市民と関係機関・団体の連携を図りながら、お互いが顔の見える関係性をつくり上げていくことで、生活支援コーディネーターの、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、郡山市における新たな生活支援体制整備事業を展開していく必要があります。

課題5 情報の発信による市民・関係団体の活動の活性化

懇談会や聞き取り結果から

- ・困ったときに相談する先がわからない。どのような相談窓口があるのか、またその連絡先がわからない。
- ・困っている人たちを支援する方法を教えて欲しい。また、ボランティア団体にはどのような団体があるのか知りたい。
- ・自分たちの活動を広く市民にアピールするための有効な方法を教えてほしい。また、活動やイベントに参加者がなかなか集まらず困っている。

地域住民の困りごとや悩みごとが複雑化、多様化していくなかで、困っていること自体に気付けない、また声を上げられないままに問題がより深刻化してしまうケースなども見受けられます。そのためには、支援が必要な人に対して、必要な時期に、必要な情報が届くための情報発信が可能となるような仕組みづくりが必要になります。

また、地域課題やニーズを発見した場合に、どのような窓口に相談すればよいのかを地域住民自らが把握することが必要であり、そのための適切な情報提供が求められることになります。さらには、地域におけるボランティア・市民活動団体などの関係機関・団体間の情報共有と連携強化に向けた取り組みを推進し、活性化していくことが必要となります。



第3章 基本理念・基本目標・基本計画

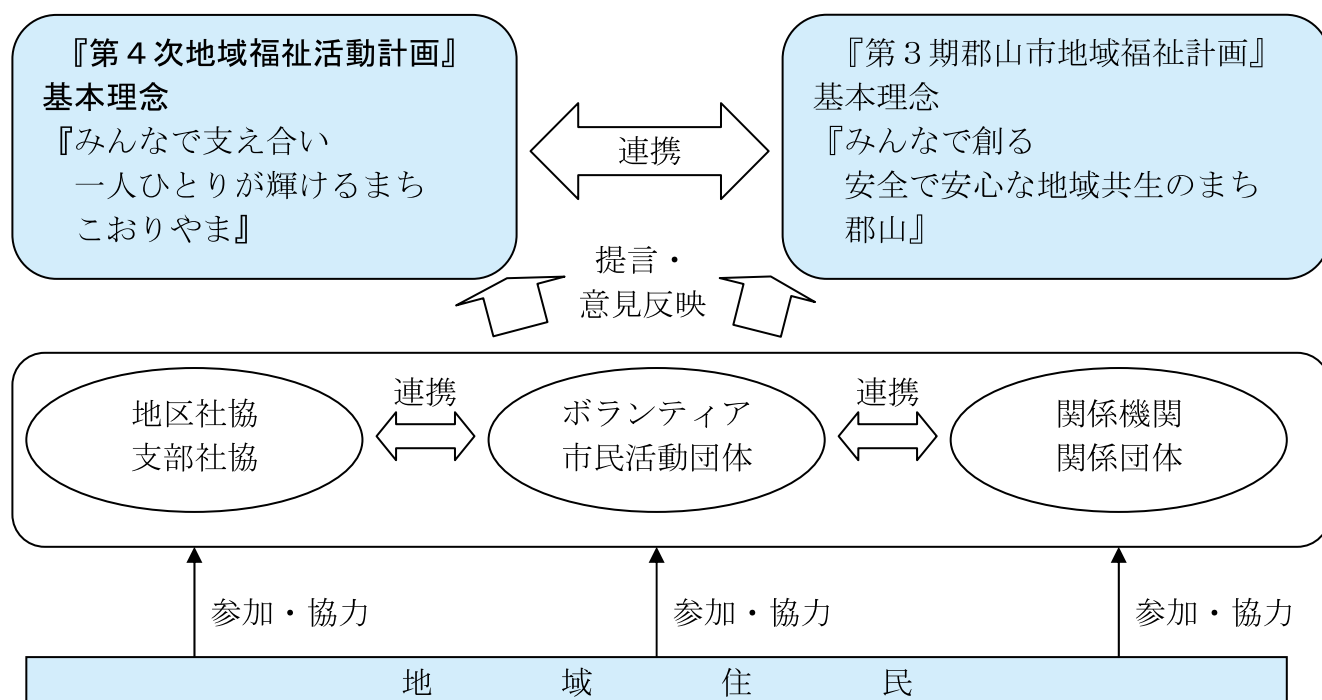
1 基本理念

みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま

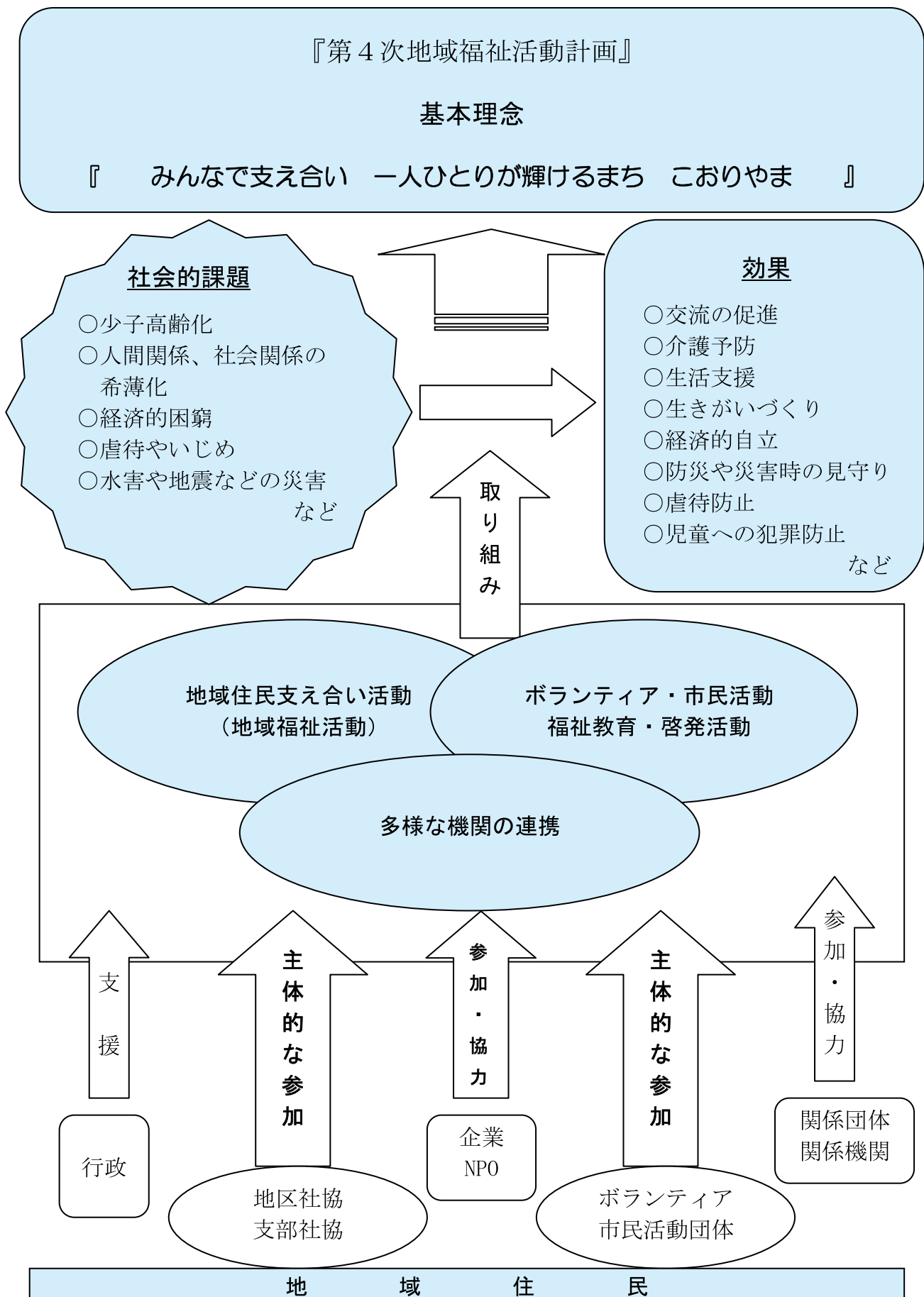
この基本理念は、『第3期郡山市地域福祉計画』との連携を図り【図1】、支える人、支えられる人、全ての人がいきいきと輝けるまちを創り、みんなで支え合うことにより地域のつながりを再構築し、地域における課題解決力の強化の実現を目指したものです。

市社協は、こうした地域社会を新たに構築するために、住民主体による「みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま」を基本理念として、『地域福祉活動計画』を推進します。【図2】

【図1】『第4次地域福祉活動計画』と『第3期郡山市地域福祉計画』との相関図



【図2】『第4次地域福祉活動計画』のイメージ図



2 基本目標

基本目標は、地域福祉活動のねらい・性格・基本的な視点を示したもので、前述の基本理念に基づいて、また、前章で挙げた課題1～5の課題解決に向けた目標として、次の5つの基本目標を定め、施策の展開をしていきます。

基本目標Ⅰ 「 人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進 」

地域のつながりを豊かにするとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指した活動を推進します。

基本目標Ⅱ 「 地域課題を我が事とし解決できる環境づくり 」

住民一人ひとりの力を引き出し、シニア世代をはじめ若い世代にも世代や分野を越えて丸ごと地域住民を支えていくための様々な活動の担い手として活動に参加できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 「 住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化 」

住民の身近な日常生活圏域で、地域住民が主体的に地域の課題を他人事ではなく我が事として捉え、住民自らがその課題の解決を試みることができる地域づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 「 地域の団体の協力関係とネットワークの構築 」

それぞれの団体が持つ力を連携することにより有効に活用し、個別のニーズに応じたサービスの提供が可能となるよう、民間企業・NPO・協同組合・社会福祉法人・ボランティア等の多様な主体による重層的な生活支援サービスの構築を推進します。

基本目標Ⅴ 「 誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発 」

支援が必要な人に対して、必要な時期に、必要な情報が届くための情報発信が可能となるような仕組みづくりを推進します。

3 基本計画

基本計画は、基本目標を達成していくために必要な課題として設定したものであり、この計画期間中に展開する活動、実施する福祉サービス等の具体的な計画大綱です。

基本目標Ⅰ

基本計画 1 「 住民同士が支え合い協働する活動の推進 」 (地区社協・支部社協の活動の充実・強化)

それぞれの地域において住民自身が主体となり活動ができる地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動の基盤である地区社協・支部社協の活動支援を、現場を重視しながら行っていきます。また、地域の困りごとを住民同士で解決していくことを目的とした支え合い活動を推進し住民主体による生活支援の充実を図っていきます。

基本目標Ⅱ

基本計画 1 「 地域の福祉力の育成と啓発 」 (我が事・丸ごと・地域共生社会の実現)

地域の課題を解決していくうえで欠かせない人材育成のための様々な機会の提供を推進します。学生向けとして学校へ出向く出前講座や、シニア世代を対象としたシニアボランティア講座を行い、幅広い世代からの人材発掘、育成を推進するとともに生きがいと役割づくりによる地域共生社会の実現を図ります。

基本計画 2 「 地域課題の共有と解決の推進 」

地域の抱える課題や地域福祉の必要性について啓発し、我が事として気づいてもらうためのセミナーを開催します。また、生活支援ニーズとボランティアのマッチングや体験プログラムを企画し、地域福祉に触れる機会を創出することにより住民参加の促進を図ります。

基本目標Ⅲ

基本計画 1 「 何でも相談できる窓口の整備 」 (ワンストップでその場に対応できる総合相談窓口)

日常生活の中にある様々な相談ごとに、丸ごと対応できる総合的かつ専門的な相談窓口の整備と充実を図ります。より身近な場所で相談できるよう地域のサロン等に出向き相談を受け、相談の内容に応じて多機関の連携による包括的支援を行います。

基本計画 2 「 様々なニーズに対応できる相談体制の整備 」

様々な生活支援のニーズに対応できるように相談窓口を整備し、生活支援・自立支援の充実を図ります。また、核家族化や単身世帯の増加に伴い判断能力が不十分な方々の生活を支えるための権利擁護や法人後見についても体制の整備と構築を図っていきます。

基本目標Ⅳ

基本計画 1 「 関係団体の支援及び連携の強化 」

(プラットフォームの体制整備)

地域のボランティアグループや市民活動団体の活動への支援を推進します。活動に対する相談や助成についての周知を行い、各団体の活動の活性化を図ります。

また、各団体同士の連携が図られるよう交流会の開催や福祉サービス事業所間の横のつながりの構築を目指し、地域の中の連携強化と効率的な活動推進を図ります。

基本目標Ⅴ

基本計画 1 「 様々なツールによる情報の発信 」

(わかりやすい情報発信)

より多くの人が情報を受け取れる方法として、紙媒体やインターネット等、様々なツールを活用し、幅広い世代にタイムリーに届く情報発信を推進していきます。

基本計画 2 「 福祉の理解と参加の促進 」

市民が参加できる事業を行い、福祉に関する啓発を図ります。時代の変化に合わせ企画や内容の充実を図り、市民の福祉への関心を高め、参加を促します。

4 実施計画

実施計画は、基本計画を具体的に実施していくための指針となるものです。

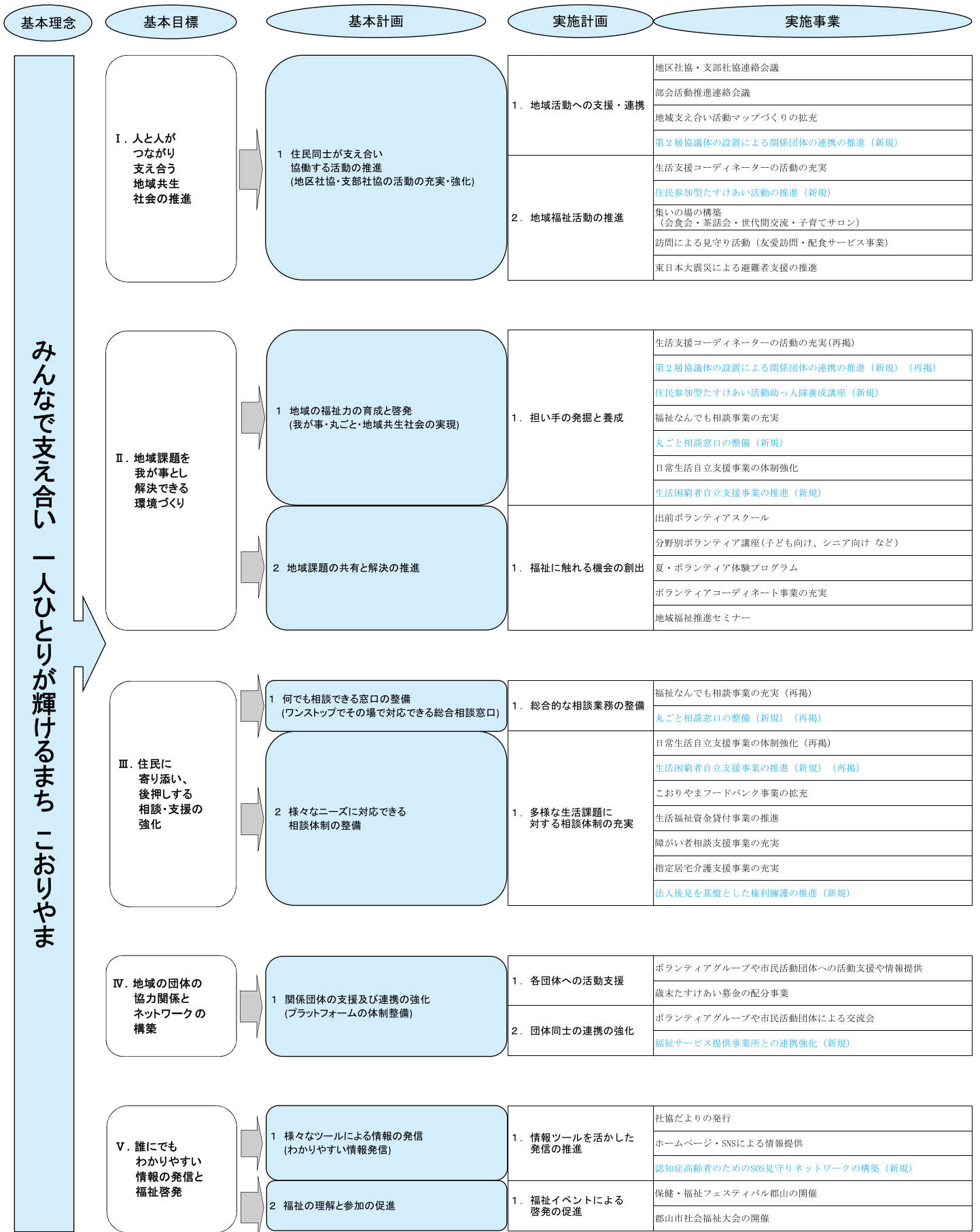
その内容は、基本計画ごとに対応したものになっていますが、それぞれに関連をもっているため、あわせて実施することで相乗効果が見込まれる計画となっています。

また、実施計画では、具体的な取り組みの内容を表した「実施事業」を設定しました。

5 活動計画の体系

基本理念から実施計画を体系的にまとめたものが、【図3】のとおりとなります。

【図3】活動計画の体系図



第4章 実施計画・実施事業の概要

1 実施事業

基本目標Ⅰ 人と人がつながり支え合う地域共生社会の推進

基本計画 1 住民同士が支え合い協働する活動の推進 (地区社協・支部社協の活動の充実・強化)

それぞれの地域において住民自身が主体となり活動ができる地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動の基盤である地区社協・支部社協の活動支援を、現場を重視しながら行っていきます。また、地域の困りごとを住民同士で解決していくことを目的とした支え合い活動を推進し住民主体による生活支援の充実を図っていきます。

(1) 地域活動への支援・連携

地域ができること	市社協が取り組むこと
○地区社協・支部社協の福祉委員として活動します。 ○各種会議等に参加して、地域の情報交換や活動に必要なスキルアップを目指します。 ○地域の中の情報を共有し合い、地域の課題や資源を見つけます。	○地区社協・支部社協の福祉委員の育成に努めます。 ○地区社協・支部社協の活動を支援します。 ○地域の中の住民や事業所等への橋渡し役を果たします。

①地区社協・支部社協連絡会議

市社協・地区社協・支部社協が情報や意見を交換し、これからの地域福祉の推進方策等について協議して地域福祉の充実を図ります。

②部会活動推進連絡会議

地区社協・支部社協の各部会の活動の資質の向上や活性化を図るため、担い手である福祉委員のニーズや社会情勢を踏まえながら、情報交換の場の提供と活動に合わせた必要な知識・技術の習得を図ります。

③地域支え合い活動マップづくりの拡充

日常的な見守りや災害時等のいざという時に、支援を必要とする人のスムーズな安否確認や支え合いによる支援が展開されるよう、日頃からの「地域支え合い活動マップづくり」を推進するとともに拡充を図ります。

④第2層協議体の設置による関係団体の連携の推進（新規）

定期的な情報共有・連携強化の場となる協議体を地区社協・支部社協の区域を単位に第2層協議体を設置します。地域の中にある企業、NPO、社会福祉法人、ボランティア、住民等、多様な主体の参加を得ながら、それぞれの地域の中で抱える問題や資源を浮き彫りにし、地域の課題解決を図ります。

（2）地域福祉活動の推進

地域ができること	市社協が取り組むこと
○各種サロンにボランティアとして参加します。 ○地域の住民が抱える困りごとの解決のために活動に参加します。 ○地域の情報を共有し、地域の実態を把握します。	○各種サロンの活動を支援します。 ○地域の中の困りごとを把握し、的確に助け合い活動を推進します。 ○地域の実態を掴み、問題解決のために地域と行政の橋渡し役を務めます。

①生活支援コーディネーターの活動の充実

多様な人や機関と協力して住民の不安やニーズを調査し、住民がどのような地域での暮らしを望んでいるかの把握に努めます。また、住民ニーズに応えられるように住民同士の支え合い・助け合い活動を進めながら住民と行政との橋渡し役となり、地域づくりの円滑化を図ります。

②住民参加型たすけあい活動の推進（新規）

日常生活の中にあるちょっとした困りごとを地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。困っている人と助け合い活動の担い手の円滑なマッチングを行い、地域の困りごとを我が事とし世代や分野を超え丸ごと受け止められる地域共生社会の実現を目指します。

③集いの場の構築（いきいきサロン〔会食会・茶話会〕・世代間交流・子育てサロン）

高齢者等の生きがいや社会参加のひとつとして、会食会をはじめとするいきいきサロン活動を推進していきます。現在、全市的に普及されていますが、今後も充実した事業の推進を図るため、サロン運営の現状の把握に努めるとともに、地域の現状や地域の資源にあったサロンの展開、充実を図ります。

また、孤立しがちな子育て家庭を地域で支援するため、子育てサロン活動の推進を図るとともに、地域の高齢者と子どもが触れ合う場として、世代間交流の開催を行い、幅広い世代の交流の場作りを行います。

④訪問による見守り活動（友愛訪問・配食サービス事業）

移動手段が無い等の理由で集いの場への参加が難しい高齢者等を対象として友愛訪問事業を推進していきます。訪問による安否確認の他、季節に応じた鉢植えや小物、お弁当等を届け、季節の変化を感じられるような内容に努めます。

⑤東日本大震災による避難者支援の推進

東日本大震災による避難者支援事業として、市内にある復興公営住宅への訪問活動や避難者向けサロンの開催を行います。また、郡山市民との交流の場の拡充も図ります。

基本目標Ⅱ 地域課題を我が事とし解決できる環境づくり

基本計画 1 地域の福祉力の育成と啓発 (我が事・丸ごと・地域共生社会の実現)

地域の課題を解決していくうえで欠かせない人材育成のための様々な機会の提供を推進します。学生向けとして学校へ出向く出前講座や、シニア世代を対象としたシニアボランティア講座を行い、幅広い世代からの人材発掘、育成を推進するとともに生きがいと役割づくりによる地域共生社会の実現を図ります。

(1) 担い手の発掘と養成

地域ができること	市社協が取り組むこと
○講座に参加し、ボランティアや福祉について学びます。 ○ボランティアとして活動します。	○各種講座を開催します。 ○関係機関と連携し、各種講座の内容を見直し、充実を図ります。

①生活支援コーディネーターの活動の充実（再掲）

多様な人や機関と協力して住民の不安やニーズを調査し、住民がどのような地域での暮らしを望んでいるかの把握に努めます。また、住民ニーズに応えられるように住民同士の支え合い・助け合い活動を進めながら住民と行政との橋渡し役となり、地域づくりの円滑化を図ります。

②第2層協議体の設置による関係団体の連携の推進（新規）（再掲）

定期的な情報共有・連携強化の場となる協議体を地区社協・支部社協の区域を単位に第2層協議体を設置します。地域の中にある企業、NPO、社会福祉法人、ボランティア、住民等、多様な主体の参加を得ながら、それぞれの地域の中で抱える問題や資源を浮き彫りにし、地域の課題解決を図ります。

③住民参加型たすけあい活動助っ人隊養成講座（新規）

たすけあい活動の担い手として必要な知識等を身につけてもらうための養成講座を開催します。福祉に関する基本的な知識についてヘルパー等による基礎講習等を行い、たすけあい活動の担い手の育成だけでなく、講座を受講することによる福祉への気づきの場としても開催していきます。

④福祉なんでも相談事業の充実

生活の中での様々な困りごと等をより身近な場所で相談できるよう、社会福祉協議会の職員が地域のサロンや会合などに出向き、福祉課題・生活課題の解決に向けて分野を問わず丸ごと相談を受け付けます。また、必要に応じて困りごとを解決するためのより適切な機関や団体との調整や橋渡しを行います。

⑤丸ごと相談窓口の整備（新規）

ホームヘルプサービス事業や居宅介護支援事業、障がい者に対する相談支援事業等、市社協が持つ様々な資源や機能を効率的に活用していくために、住民の個々の相談を一つの窓口で丸ごと対応し各担当窓口へ適切につなぐことができるワンストップ型の総合相談窓口の整備を図ります。

⑥日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の体制強化

認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が十分でなく、日常生活に不安のある人々の自立生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポート）をさらに推進します。事業の周知や利用者の増加に対応するための相談・調査体制の充実や生活支援員の新たな確保等を図ります。

⑦生活困窮者自立支援事業の推進（新規）

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」等、「失業」や「家計」など暮らしや仕事の様々な困難の中で生活に困窮している人に包括的に支援を行います。本人の状況に応じた自立に向けた様々な支援を行います。

基本計画 2 地域課題の共有と解決の推進

地域の抱える課題や地域福祉の必要性について啓発し、我が事として気づいてもらうためのセミナーを開催します。また、生活支援ニーズとボランティアのマッチングや体験プログラムを企画し、地域福祉に触れる機会を創出することにより住民参加の促進を図ります。

（１）福祉に触れる機会の創出

地域ができること	市社協が取り組むこと
○体験プログラムやセミナーに参加します。 ○自分にできるボランティアや地域の福祉課題について考えます。	○体験プログラムとセミナーの開催と内容の充実を図ります。 ○地域福祉への関心が高まり、課題解決へつながる企画を提供します。

①出前ボランティアスクール

地域福祉活動やボランティア活動の実践を始める際の基本的な知識の習得や、地域福祉活動の担い手となる福祉委員・ボランティアを育成するため、福祉委員以外に学生等の若年層も対象として地域での出前講座を開催します。

②分野別ボランティア講座（子ども向け、シニア向けなど）

ボランティアのニーズが多様化しているため、ボランティアを必要としているニーズを把握し、新たな福祉課題・生活課題に合わせた分野別の新たな講座を開催します。

シニア世代を対象としたシニアボランティア講座や、子ども向けのキッズボランティアを開催します。

③夏・ボランティア体験プログラム

中・高校生を中心とした市民のボランティア活動への理解と関心を高めるため、7月～8月のボランティア体験月間に、社会福祉施設や市民活動団体でのボランティア活動の参加体験を推進します。

協力いただく関係団体や学校への周知の拡充を行い、幅広い層に多彩な体験機会の提供を図ります。

④ボランティアコーディネート事業の充実

ボランティア・市民活動の活性化を図るため、情報収集や活動希望者・ボランティア依頼者のニーズを掘り起こし、ボランティア活動に関する相談援助や需給調整、情報提供の充実強化を図ります。また、災害発生時における被災者及びボランティアを支援するための災害ボランティアセンターの開設等についても整備・充実を図っていきます。

⑤地域福祉推進セミナー

福祉教育は、子どもから高齢者までのすべての人々に対して、地域にある問題や課題への気づきをもたらすことでその解決に向けた主体的な行動を育むという目的をもっていることから、子どもを対象とした福祉体験的な学習だけでなく、福祉に関して興味がある方を対象としたセミナー等を企画します。教育関係者や地域福祉活動実践者による講演や地域福祉活動の事例報告による啓発を行います。



基本目標Ⅲ 住民に寄り添い、後押しする相談・支援の強化

基本計画 1 何でも相談できる窓口の整備 (ワンストップでその場で対応できる総合相談窓口)

日常生活の中にある様々な相談ごとに、丸ごと対応できる総合的かつ専門的な相談窓口の整備と充実を図ります。より身近な場所で相談できるよう地域のサロン等に出向き相談を受け、相談の内容に応じて多機関の連携による包括的支援を行います。

(1) 総合的な相談業務の整備

地域ができること	市社協が取り組むこと
○自分や自分の地域の中の悩み・問題を市社協に相談します。 ○相談ごとがある人を見つけたら、市社協の相談窓口を紹介します。	○生活の中での困りごとや悩みごとの相談を受け付けます。 ○相談の内容に応じて、適切な窓口へ橋渡しを行います。

①福祉なんでも相談事業の充実（再掲）

生活の中での様々な困りごと等をより身近な場所で相談できるよう、社会福祉協議会の職員が地域のサロンや会合などに出向き、福祉課題・生活課題の解決に向けて分野を問わず丸ごと相談を受け付けます。また、必要に応じて困りごとを解決するためのより適切な機関や団体との調整や橋渡しを行います。

②丸ごと相談窓口の整備（新規）（再掲）

ホームヘルプサービス事業や居宅介護支援事業、障がい者に対する相談支援事業等、市社協が持つ様々な資源や機能を効率的に活用していくために、住民の個々の相談を一つの窓口で丸ごと対応し各担当窓口へ適切につなぐことができるワンストップ型の総合相談窓口の整備を図ります。

基本計画 2 様々なニーズに対応できる相談体制の整備

様々な生活支援のニーズに対応できるように相談窓口を整備し、生活支援・自立支援の充実を図ります。また、核家族化や単身世帯の増加に伴い判断能力が不十分な方々の生活を支えるための権利擁護や法人後見についても体制の整備と構築を図っていきます。

(1) 多様な生活課題に対する相談体制の充実

地域ができること	市社協が取り組むこと
○様々な福祉サービスについて学びます。 ○経済的に困っている人を見つけたら市社協に相談を促します。	○市社協が持つ様々な福祉サービスについて情報発信をします。 ○個人が抱える困りごとを各専門の窓口で適切に対応します。

①日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の体制強化（再掲）

認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が十分でなく、日常生活に不安のある人々の自立生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポート）をさらに推進します。事業の周知や利用者の増加に対応するための相談・調査体制の充実や生活支援員の新たな確保等を図ります。

②生活困窮者自立支援事業の推進（新規）（再掲）

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」等、「失業」や「家計」など暮らしや仕事の様々な困難の中で生活に困窮している人に包括的に支援を行います。本人の状況に応じた自立に向けた様々な支援を行います。

③こおりやまフードバンク事業の拡充

安定的な食料品の供給体制を整備し、食料品等の提供事業所の拡充を図り、生活に不安を抱える生活困窮者への支援を図ります。

④生活福祉資金貸付事業の推進

低所得世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、利用者の利便性の向上を図り、生活福祉資金の貸付事業を推進します。また、必要に応じ、より適切なサービスや制度の利用につながるよう、関係機関・団体との連絡調整を密にします。

⑤障がい者相談支援事業の充実

身体、知的、精神障がい、障がい児、難病患者及び関係者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行います。また、障がいがある人々が利用する福祉サービス等の利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。

⑥指定居宅介護支援事業の充実

要介護認定を受けた方を対象に、サービス事業所との調整や相談支援、ケアプランの作成を行い、より良い生活を送れるよう支援を行います。

⑦法人後見を基盤とした権利擁護の推進（新規）

単身高齢者世帯の増加に伴い、認知症高齢者等の判断能力が不十分な方々の権利擁護に資するため新たに法人後見業務に取り組みます。

基本目標Ⅳ 地域の団体の協力関係とネットワークの構築

基本計画 1 関係団体の支援及び連携の強化 （プラットフォームの体制整備）

地域のボランティアグループや市民活動団体の活動への支援を推進します。活動に対する相談や助成についての周知を行い、各団体の活動の活性化を図ります。

また、各団体同士の連携が図られるよう交流会の開催や福祉サービス事業所間の横のつながりの構築を目指し、地域の中での連携強化と効率的な活動推進を図ります。

（１）各団体への活動支援

地域ができること	市社協が取り組むこと
○活動の上で、困っていることがあれば市社協に相談します。 ○助成事業や歳末たすけあい募金を活用し、活動の充実を図ります。	○活動に対する困りごとの相談に応じます。 ○助成事業についての周知を行います。

①ボランティアグループや市民活動団体への活動支援や情報提供

当事者団体や社会福祉団体の活動を支援します。共同募金会等の福祉助成事業についての情報収集及び周知を強化し、各団体による活用が図られるよう支援します。

②歳末たすけあい募金の配分事業

年末年始の時期に地域の子どもと高齢者等が交流できる機会を設けると共にお互いに助け合い、支え合いができる住民参加型の活動に配分し地域福祉活動を支援します。

（２）団体同士の連携の強化

地域ができること	市社協が取り組むこと
○交流会に参加し、各団体の活動について学びます。 ○地域の中にある福祉サービス事業所について学び、生活や地域活動の中で連携を深めます。	○各団体のメンバー同士の交流を図ります。 ○福祉サービスを提供する事業所同士の連携を深め、より効果的な活動を推進します。

①ボランティアグループや市民活動団体による交流会

ボランティア・市民活動団体同士の意見や情報の交換により、ボランティア同士の関係強化を高め、活動の活性化と団体間のネットワークづくりを図るため交流会を開催します。また、交流の中で構築されたつながりを活かし、協働による新たな活動の展開が促進できるよう支援します。

②福祉サービス提供事業所との連携強化（新規）

地域の中の福祉サービス提供事業所間の横のつながりを作り連携を強化することにより各事業所の持つ強みを活かし、地域の中で効果的な活動を推進します。また、事業所間での情報交換や交流を行い、課題の共有やサービスの質の向上を図ります。

さらには福祉という分野にとらわれず、生活に関わる様々な分野を丸ごと包括した連絡組織の構築を目指し、地域住民の生活を広く支えられる体制づくりに努めます。

基本目標Ⅴ 誰にでもわかりやすい情報の発信と福祉啓発

基本計画 1 様々なツールによる情報の発信 (わかりやすい情報発信)

より多くの人が情報を受け取れる方法として、紙媒体やインターネット等、様々なツールを活用し、幅広い世代にタイムリーに届く情報発信を推進していきます。

(1) 情報ツールを活かした発信の推進

地域ができること	市社協が取り組むこと
○社協だよりやホームページを通じて情報を受け取ります。 ○認知症高齢者のためのＳＯＳ見守りネットワークに登録し、情報を共有します。	○社協だよりやホームページを活用して様々な活動や情報を広く呼びかけます。 ○状況に応じて適切な情報を速やかに提供します。

①社協だよりの発行

住民に対して、福祉イベントの開催の告知やボランティア活動への参加を呼びかけ、福祉に関する情報提供の促進を図るため、より充実した広報紙を発行します。

②ホームページ・SNSによる情報提供

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスや総合情報サイトを活用した様々なインターネットによる情報発信を行い、住民への福祉イベントの周知や福祉理解の促進を図ります。

③認知症高齢者のためのＳＯＳ見守りネットワークの構築（新規）

郡山市が取り組んでいる「認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク」などと連携し、行方不明者の捜索協力ができるよう、住民の協力を得ながら見守りネットワークのためのメール配信ができるシステムを整備し、システム登録した方へ一斉に捜索メールを配信して早期発見につなげます。また、当システムを活用し住民向けに定期的な情報発信のツールとしての活用を図ります。

基本計画２ 福祉の理解と参加の促進

市民が参加できる事業を行い、福祉に関する啓発を図ります。時代の変化に合わせた企画や内容の充実を図り、市民の福祉への関心を高め、参加を促します。

（１）福祉イベントによる啓発の促進

地域ができること	市社協が取り組むこと
○保健・福祉フェスティバル郡山に参加します。 ○郡山市社会福祉大会に参加します。	○保健・福祉フェスティバル郡山の内容を充実させ、魅力あるイベントにします。 ○郡山市社会福祉大会の内容を充実させ、福祉への理解を深める場として開催します。

①保健・福祉フェスティバル郡山の開催

保健や福祉への市民啓発を図るために、郡山市内の児童福祉や障がい福祉、介護保険や健康づくりに関係する機関・団体や事業所との協働による参加体験型のイベントを開催します。また、子どもから高齢者まで、気軽に楽しく参加でき、福祉や健康に関することをより身近に感じられる事業となるような企画や内容の充実を図ります。

②郡山市社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰・感謝を行うとともに、広く社会福祉に対する理解を深める場として、３年に１回、平成３２年度（２０２０年度）、大会を開催します。



2 活動計画の推進体制や評価体制

この活動計画の策定後においても、一定の期間においてその理念や目標が具体的な活動や施策の推進に結びついているかを検証する必要があります。また、実効性のある計画であり続けるためには、社会情勢や住民意識等の変化を捉え、対応していかなければなりません。そのため、活動計画の達成度を評価・検討し、施策の方向等への修正を加えていきます。

また、計画に関する具体的な進行管理・評価については、委員会を設置して年度ごとに評価を行います。

なお、計画の評価については、郡山市が策定する「第3期郡山市地域福祉計画」の事業評価等と併せて実施します。



資 料 編

第 4 次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 30～31ページ

第 4 次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 32ページ

第 4 次地域福祉活動計画策定経過 33ページ

用語解説 34～36ページ

参考資料

- ・ 地区社協・支部社協事業報告(平成 2 8 年度)一覧表

37～45ページ

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 郡山市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の生活課題、福祉ニーズに対応するために、住民、行政や関係機関・団体との協働により第4次地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）を策定することを目的に社会福祉法人郡山市社会福祉協議会に設置する。

(名 称)

第2条 委員会の名称は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）と称する。

(組 織)

第3条 策定委員会は、25名以内の委員をもって構成する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、郡山市社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) ボランティア・市民活動団体関係者
- (3) 福祉関係機関・団体関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) その他会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、策定委員会作業終了日までとする。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 策定委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

(職 務)

第6条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第8条 活動計画の策定にあたり必要な事項や施策の検討および推進を図るため、作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 郡山市社会福祉協議会の職員

(2) その他会長が必要と認める者

3 作業部会には、部会長および副部会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

4 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席要請)

第9条 策定委員会、または作業部会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明、意見および助言を聴くことができる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、郡山市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(費用弁償)

第11条 委員が、策定委員会に出席した場合の費用弁償は、郡山市社会福祉協議会の役員等旅費に関する規程に準じる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月13日から施行し、活動計画の策定が完了したときに効力を失う。

2 この要綱の施行後最初に開催される策定委員会は、第7条第1項の規程にかかわらず会長が招集する。

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

『第4次地域福祉活動計画策定委員会』委員名簿

No.	氏 名	区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役職等
1	ホシノ コウイチ 星野 孝一	地域活動分野	郡山市民生児童委員協議会連合会	副会長
2	サクマ ジンイチ 佐久間 仁一	ボランティア・市民活動分野	NPO法人うつくしまNPOネットワーク	理事長
3	トオノ カオル 遠野 馨	〃	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島	理事長
4	ムラカミ トオル 村上 徹	高齢者福祉分野	郡山市地域包括支援センター連絡協議会	幹事
5	ホシ コウイチロウ ◎ 星 光一郎	〃	郡山市内特別養護老人ホーム施設長連絡会	代表
6	モロハシ ジュンジ 諸橋 淳司	〃	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	役員
7	オカベ サトシ 岡部 聡	障がい福祉分野	NPO法人あいえるの会	事務局長
8	キムラ タカミツ 木村 貴光	〃	社会福祉法人ほっと福祉記念会 児童発達支援事業所らくりあ	施設長
9	イシヅカ スミエ 石塚 澄江	〃	社会福祉法人郡山コスモス会	副理事長
10	アヅマ トシオ 吾妻 利雄	児童福祉分野	郡山市認可保育所長会	会長
11	シュウ アツコ 首藤 厚子	〃	郡山私立幼稚園・認定子ども園連合会	幼児教育センター 研究部長
12	スミコシ マコト 隅越 誠	保健・医療分野	一般社団法人郡山医師会	理事
13	タムラ モトコ 田村 元子	〃	公益財団法人福島県看護協会郡山支部	副支部長
14	ハシモト タカコ 橋本 孝子	関連分野団体	福島さくら農業協同組合 女性部	部長
15	クマダ ノブコ ○ 熊田 伸子	学識経験者	郡山女子大学	准教授
16	エンドウ シゲコ 遠藤 重子	企画委員	郡山地区社会福祉協議会小山田支部	支部長
17	クボタ ヨシオ 久保田 義雄	企画委員	郡山地区社会福祉協議会大成支部	支部長
18	ミヤタ カズジ 宮田 和司	企画委員	逢瀬地区社会福祉協議会	会長
19	サクマ マサツグ 佐久間 正次	企画委員	ライオンズクラブ国際協会332-D地区	第3R・第2Z・ZC
20	コクブン ハルオ 國分 晴朗	企画委員	郡山地区社会福祉協議会久留米支部	支部長
21	フルカワ ケサミツ 古川 今朝光	企画委員	中田地区社会福祉協議会	会長
22	イノマタ アキヒコ 猪俣 昭彦	企画委員	郡山市自治会連合会	理事
23	イノコシ ヒサコ 猪腰 久子	企画委員	社会福祉法人太田福祉記念会 特別養護老人ホーム玉川ホーム	園長
24	ササガワ サチエ 笹川 幸江	関係行政機関	郡山市保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉総務課長
25	オオモリ タカシ 大森 高志	社会福祉協議会	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	常勤副会長

◎…委員長、○…副委員長

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画策定スケジュール（結果）

日 程	内 容
平成29年2月7日～ 2月16日	●住民懇談会開催（郡山市と合同） 市内15か所 342名参加
平成29年10月31日 午前10時00分～ 研修室2・3	●第1回策定委員会開催 【内容】①策定委員の委嘱 ②社会福祉法人郡山市社会福祉協議会「第3次地域福祉活動計画」の総括 ③「第4次地域福祉活動計画」の方向性について ④今後の策定スケジュールについて
平成29年11月21日 午後1時30分～ 集会室	●第2回策定委員会開催 【内容】①『第4次地域福祉活動計画』について （行政説明及び第1章・第2章の審議） ②第3章について
平成29年12月21日 午後1時30分～ 集会室	●第3回策定委員会開催 【内容】①基本理念について ②活動計画の体系のイメージ図について
平成30年 1月25日 午後1時30分 集会室	●第4回策定委員会開催 【内容】①基本計画について ②第3章・第4章について ③活動計画の素案について ④パブリックコメントの実施について
平成30年 2月23日 午後1時30分 集会室	●第5回策定委員会開催 【内容】①パブリックコメントの結果について ②活動計画答申案について ③地域福祉活動計画の進行管理について
平成30年 3月 5日 午前11時 研修室3	●『第4次地域福祉活動計画』答申 【内容】策定委員会の星委員長、熊田副委員長から 太田市社協会長へ答申

4 用語解説

[1 ページ]

要配慮者

高齢者や障がい者、妊産婦などのうち、地震や水害等の災害発生時における避難行動などにおいて特に配慮をする人のこと。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つからなっている。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、従来の要支援者やそのような状態の人が対象のサービスで、訪問型・通所型サービスとその他の生活支援サービスがある。

「一般介護予防事業」は、地域住民等が運営する社会参加型の通いの場や集いの場であり、要支援者等も含めた全ての高齢者が対象である。

生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援や介護予防、社会参加等のニーズを踏まえ、民間企業やボランティア、地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域の高齢者支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的に、『協議体』の設置や『生活支援コーディネーター』の配置を行う事業です。

協議体

地域活動をしている人・地域の物知り・世話好きの人などが中心となり、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める話し合いの場のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネートを担う。

ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアの支援が必要な人の調整・相談、ボランティア養成講座や啓発事業の開催、ボランティア保険の加入受け付けなどを行っている。また災害時には災害ボランティアセンターの運営を担う。

[2 ページ]

NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っている（Non Profit Organization の略）。

[7 ページ]

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣が委嘱する。それぞれの地域において、一人暮らしや寝たきりの高齢者などへの援護活動をはじめ、生活上の様々な問題を抱えている人々の相談・援助にあたる。

また、児童委員は、児童問題に関わる様々な行政機関、児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域において子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談・援助にあたる。児童福祉法に基づき、民生委員がその職務を兼ねている。

ニーズ（Needs）

本人や家族、地域住民などが感じる困りごとや課題などのこと。

[1 8 ページ]

ワンストップ

その場所に行けば 1 か所で用事が足りることや、何でも揃っていることを表す。

[2 0 ページ]

いきいきサロン活動

公民館や集会所など地域の身近な場所を拠点にし、孤立しがちな一人暮らし高齢者などが集い、交流する仲間づくりの地域福祉活動。閉じこもりの防止や介護予防、社会参加を促進する効果などがある。

配食サービス

一人暮らし高齢者などに弁当を配達する地域福祉活動。配達を通じ安否確認や話し相手になることで孤独感の解消につなげる友愛訪問を兼ねている。

子育てサロン

主に就学前までの子どもとその親や保護者同士が、公民館や集会所など地域の身近な場所に集い、情報交換や交流をする活動。子育てに対する不安や悩みを分かち合い、子育てを楽しむ仲間づくりを促進するはたらきをもつ。

[2 2 ページ]

生活支援員

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）利用者の直接支援に関わり、定期的な訪問を通じて利用者の生活状況や困りごとを把握し、社会福祉協議会へ報告・連絡をする役割を担う人のこと。

[2 3 ページ]

ボランティアコーディネート

ボランティア活動をしたい人とボランティアによる支援が必要な人との調整・相談を行うこと。

[2 5 ページ]

障がい者相談支援事業

障がいがある人々が利用する福祉サービスについて、総合的な援助方針や解決すべき課題を整理した利用計画を作成し、ケアマネジメントを行う。

平成 2 5 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法（旧 障害者自立支援法）に基づき、行政の指定を受けて実施するもの。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

[2 6 ページ]

当事者団体

同じ困りごとや課題を抱える人（当事者）が交流や親睦を深め、思いや体験をわかち合うだけでなく、共通の課題の解決に向けた取り組みなどを行う団体。自立した生活や社会参加を促す役割も担っている。

[2 7 ページ]

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking service）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味や職業、居住地などの共通のつながりを通じたコミュニティを構築し、双方向の情報交換などができる場を提供する。

5 参考資料

いきいきサロン・配食サービス実績一覧表（過去5年間）

事業名	実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
いきいきサロン （会食会）	実施回数	284 回	294 回	303 回	331 回	328 回
	延べ 利用人数	7, 899 人	8, 143 人	8, 848 人	9, 346 人	9, 164 人
いきいきサロン （茶話会）	実施回数	208 回	204 回	210 回	216 回	320 回
	延べ 利用人数	4, 358 人	4, 360 人	4, 688 人	4, 613 人	5, 978 人
配食サービス	実施回数	149 回	146 回	139 回	144 回	139 回
	延べ 利用人数	10, 593 人	10, 484 人	9, 997 人	10, 911 人	10, 813 人

子育てサロン実施地区一覧表（平成２９年３月末現在）

No.	実施地区名	開催内容
1	郡山地区社協 薫支部	ミニ運動会、演劇鑑賞会 等
2	郡山地区社協 麓山・池ノ台支部	三春張り子絵付け教室 等
3	郡山地区社協 菜根支部	自由遊び、リトミック体操 等
4	郡山地区社協 桃見台支部	こいのぼり作成、ミニ運動会 等
5	郡山地区社協 桑野支部	七夕飾り作成、デザート作り 等
6	郡山地区社協 小原田支部	だんご作り、昔話朗読会 等
7	郡山地区社協 名倉支部	紙芝居鑑賞、クリスマス会 等
8	郡山地区社協 芳賀支部	ハロウィンの飾り作り 等
9	郡山地区社協 大成支部	虫歯予防教室、秋祭り 等
10	郡山地区社協 大槻支部	演劇鑑賞会
11	郡山地区社協 小山田支部	陶芸教室
12	郡山地区社協 富田支部	七夕飾り作成、親子で体操 等
13	安積地区社協	リトミック体操、自由遊び 等
14	三穂田地区社協	地元小学生との触れ合い 等
15	逢瀬地区社協	絵本読み聞かせ教室 等
16	日和田地区社協	スキンシップ体操 等
17	湖南地区社協	七夕飾り作成、食生活講習 等
18	田村地区社協	風船遊び、絵本読み聞かせ 等
19	西田地区社協	スペースパーク見学
20	中田地区社協	歯の健康教室、救急法教室 等

平成28年度 13 地区社会福祉協議会事業報告一覧表 ※平成28年度地区事業報告書より抜粋

地区名	在宅福祉部会	児童福祉推進部会	広報研修部会	活動資金部会
郡山	別表のとおり			
安積	会食会 26回 415人 茶話会 2回 23人 配食 4回 1,019人 友愛訪問 1回 21人 一人暮らし・在宅寝たきり 高齢者対象	三世代交流 11回 1,471人 子育てサロン 2回 81人 育児サークルの見学	広報紙の発行 3回	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
三穂田	会食会 5回 84人 配食 2回 94人 会食、配食は一人暮らし高 齢者対象	子育てサロン 1回 28人	郡山市高齢者 作品展出展 (14点出展)	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
逢瀬	会食会 11回 220人 茶話会 24回 314人 配食 5回 239人 配食は75歳以上の一人暮らし 対象及び高齢者世帯対象	子育てサロン 2回 50人 世代間交流 2回 101人 ちびっ子広場見回り5か所	広報紙の発行 1回 L-CUBデイサー ビス三春視察 研修	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
片平	会食会 3回 53人 茶話会 1回 34人 配食 4回 227人 総合防災訓練 配食は一人暮らし70歳以上 対象	お楽しみ会 1回 102人 クリスマス会 1回 87人 町内在住小学生対象	事業等に伴う 周知・報告	会員会費 日赤募金 共同募金A 歳末たすけあい募金
喜久田	茶話会 18回 364人 配食 4回 320人 配食は一人暮らし高齢者対 象	三世代交流 1回 117人 昔遊び 餅つき	広報紙の発行 1回	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金

地区名	在宅福祉部会	児童福祉推進部会	広報研修部会	活動資金部会
日和田	会食会 12回 321人 会食は一人暮らし高齢者対象	子育てサロン 2回 36組 0歳から入園前幼児対象	健康教室 1回 45人	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
富久山	会食会 27回 669人 茶話会 31回 866人 配食 11回 1,021人 献血キャンペーン協力 1回 介護予防教室 5回 会食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象 配食は一人暮らし高齢者対象		広報紙の発行 1回 赤十字奉仕団 研修旅行参加	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
湖南	茶話会 14回 163人 配食 3回 546人 配食は一人暮らし、二人暮らし、重度障がい者介護者対象	子育てサロン 3回 21組 43人	広報部会研修	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
熱海	会食会 25回 423人 茶話会 15回 322人 配食 8回 491人 配食は75歳以上一人暮らし高齢者対象	三世代交流 1回 180人 団子さし 昔遊び 科学工作	広報紙の発行 1回 健康作り講演会 1回 47人 いきいき百歳体操の紹介 1回 25人	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
田村	会食会 7回 266人 茶話会 35回 431人 配食 2回 173人 配食は80歳以上一人暮らし高齢者対象	子育てサロン 4回 54組 122人 児童とボランティアの交流会 1回 50人	広報紙の発行 1回	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金

地区名	在宅福祉部会	児童福祉推進部会	広報研修部会	活動資金部会
西田	会食会 3回 48人 配食 20回 371人 友愛訪問 12回 268人 配食は高齢者世帯 友愛訪問は寝たきりの方は 一人暮らし高齢者が対象	子育てサロン 2回 54人 クリスマスケーキ作り ひな祭り料理教室	広報紙の発行 1回 介護予防教室 1回 48人	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金
中田	会食会 7回 142人 配食 4回 272人 友愛訪問 1回 9人 友愛訪問は65歳以上寝たきり 高齢者対象	三世代交流会 2回 子育てサロン 3組 25人 中田少年スケート教室共催	広報紙の発行 1回 視察研修 1回 25人	会員会費 日赤募金 共同募金A、B 歳末たすけあい募金



平成28年度 郡山地区社協25支部事業報告一覧表 ※平成28年度支部事業報告書より抜粋

支部名	在宅福祉サービス部会	介護世帯支援部会	児童福祉推進部会	福祉教育推進部会	募金活動部会
金透	会食会 4回 122人 茶話会 1回 50人 配食 4回 378人 配食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象	認知症サポーター養成講座参加 35人	三世代交流会 昔遊び会	在宅福祉サービス部会、介護世帯支援部会への事業協力	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
薫	会食会 4回 90人 茶話会 1回 5人 配食 1回 378人 会食、配食は高齢者世帯対象		子育てサロン（フリースペース、この指と〜まれ）3回 三世代交流（七夕サロン、団子さし、ひな祭り会） 6回	広報紙の発行 2回	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
麓山・池ノ台	会食会 3回 88人 茶話会 3回 86人 配食 4回 476人 配食は一人暮らし、高齢者世帯対象		子育てサロン ピヨピヨ 5回 175人	広報紙の発行 1回	会員会費 共同募金A 歳末たすけあい募金
赤木	会食会 15回 282人 茶話会 6回 139人 配食 2回 181人 配食は一人暮らし高齢者対象	地域福祉講演会 1回 39人	世代間交流（しめ縄づくり、団子さし） 2回 65人	広報紙の発行 2回	会員会費 日赤募金 共同募金A 歳末たすけあい募金
橘	会食会 1回 31人 配食 4回 422人 配食は75歳以上一人暮らし高齢者対象	友愛訪問 1回 171件 研修会 1回 見舞い品配布 1回 181件 友愛訪問は75歳以上世帯対象	橘ミニミニスクール (4回) 親子ハイキング 38人 親子自然体験学習 21人 親子餅つき大会 131人	広報紙の発行 2回	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
三中	会食会 4回 134人 配食 4回 367人 会食、配食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、日中独居高齢者対象	日赤社員増強運動 122人 見守り・安否確認 通年	寺子屋 3回 34人	健康教室 2回 43人 広報紙の発行 2回	会員会費 日赤募金 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
芳山	会食会 11回 290人 茶話会 1回 7人 配食 4回 311人 出前講座 4回 認知症サポーター養成講座 1回 会食、配食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象	施設見学会 (特別養護老人ホーム) 17人 友愛訪問 45人	三世代交流 1回 28人 ふれあい郵便 2回 380通	広報紙の発行 1回	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金

支部名	在宅福祉サービス部会	介護世帯支援部会	児童福祉推進部会	福祉教育推進部会	募金活動部会
開成	会食会 12回 137人 茶話会 3回 31人 友愛訪問 2回 34人 友愛訪問は一人暮らし高齢者対象		ふれあい郵便 2回 181通 ふれあいの集い 6回	広報紙の発行 2回 福祉何でも相談会 1回	会員会費 日赤募金 共同募金A 歳末たすけあい募金
菜根	会食会 9回 382人 配食 5回 728人 配食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、日中独居高齢者対象	友愛訪問 2回 (シクラメンの鉢花) 12人	子育てサロン ぬくもり手描き干支づくり 1回 31人 三世代交流春祭り 1回 111人	広報紙の発行 1回	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金 街頭募金
桃見台	会食会 2回 50人 茶話会 2回 24人 配食 2回 362人 会食、配食は一人暮らし高齢者対象	健康教室 1回 50人 介護教室 1回 35人 地域支え合い活動マップづくり 2回	子育てサロン 三世代交流会 10回 小学生の集い 地域交流カルタ会	広報紙の発行 1回 施設訪問研修会 (健院エルキューブ) 1回 22人	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
大島	会食会 6回 227人 配食 1回 135人 会食、配食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象	友愛訪問2回 287人 友愛訪問は寝たきり、一人暮らし高齢者が対象	七夕飾り・お話会 社会見学会 クリスマスコンサート ミニ門松、切り絵教室 少年の主張作文発表会 昔遊びと餅つき大会	前寿泉堂病院職員による研修会 福祉施設視察研修 (うねめの里) 広報紙の発行 1回	会員会費 共同募金A 歳末たすけあい募金
桑野	会食会 9回 155人 茶話会 10回 338人 配食 9回 202人 配食は70歳以上一人暮らし、75歳以上高齢者世帯、障がい者対象	桑野ふれあいだよりの発行 (4. 8. 9月を除く毎月) 地域支え合い活動マップづくり 友愛訪問 24名	昔遊び 1回 51人 子育てサロン 12回	広報紙の発行 施設視察研修 (久留米支部との交流研修)	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
小原田	会食会 7回 130人 茶話会 4回 56人 配食 3回 379人 会食、配食は一人暮らし高齢者対象		ふれあい郵便 2回 202通 高齢者交流会 1回 33人 児童交流会 3回 73人 子育てサロン 6回 109人	広報紙の発行 1回	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
久留米	会食会 10回 1,221人 配食 10回 115人 友愛訪問 2回 84人 会食、配食は高齢者一人暮らし、高齢者世帯対象		ボウリング大会、ヒップホップ、クリスマス飾り、お茶作法、お菓子作り、スケート教室	広報紙の発行 2回 桑野支部との交流会 1回 福祉委員管外研修 1回	会員会費 日赤募金 共同募金A, B 歳末たすけあい募金 街頭募金
名倉	会食会 8回 327人 茶話会 5回 69人 配食 6回 205人 事業対象者は65歳以上一人暮らし、70歳以上の高齢世帯、80歳以上の方が対象	誕生祝訪問(毎月) おしゃべり会	6回 193人	広報紙の発行 4回	会員会費 共同募金A 歳末たすけあい募金 街頭募金

支部名	在宅福祉サービス部会	介護世帯支援部会	児童福祉推進部会	福祉教育推進部会	募金活動部会
芳賀	会食会 17回 243人 友愛訪問 2回 茶話会 35回 512人 配食 3回 318人 在宅部員研修 2回		子育てサロン 4回 34人	広報紙の発行 3回	会員会費 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
大槻東	会食会 7回 232人 茶話会 33回 635人 茶話会、配食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者対象	友愛訪問 友愛訪問は75歳以上高齢者対象	ちびっ子広場危険箇所点検	広報紙の発行 1回	会員会費 共同募金A 歳末たすけあい募金
南	会食会 10回 456人 茶話会 12回 400人 会食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者対象	出前講座(郡山市消費生活センター職員による講演)	交通安全教室 介護予防講習	研修会など周知	会員会費 共同募金A 歳末たすけあい募金
大成	会食会 12回 539人 茶話会 16回 435人 会食、茶話会は一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象	友愛訪問 1回 386人 地域支え合い活動マップづくり 介護予防講習会 友愛訪問は75歳以上一人暮らし、80歳以上高齢者世帯、70～74歳の一人暮らしが対象	子育てサロン 12回 483人 そば打ち・千巻作り教室 手品教室 演劇朗読・映画教室 年賀状作り	広報紙の発行 2回 在宅福祉サービス部会 研修会開催(郡山市保健所職員による講演)	会員会費 日赤募金 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
大槻	会食会 1回 54人 茶話会 2回 95人 配食 2回 658人 75歳以上一人暮らし、二人暮らし世帯対象	友愛訪問 1回 6人 介護予防・認知症の予防の講演会 友愛訪問は介護4以上対象(シクラメンの鉢植え)	ふれあい郵便 2回 523通 ちびっこと交流会 1回 50人	広報紙の発行 2回 介護老人保健施設見学(紫泉の里)	会員会費 日赤募金 共同募金A 歳末たすけあい募金
小山田	会食会 10回 184人 茶話会 4回 118人 配食 2回 388人 配食は80歳以上の高齢者対象	講演会「なりすまし詐欺について」 介護教室 (エコふろしき) 文化祭出展	子育てサロン 3回 三世代交流 1回	広報紙の発行 3回 福祉施設見学 (エルキューブ三春)	会員会費 日赤募金 共同募金A 歳末たすけあい募金 街頭募金
富田	会食会 22回 470人 茶話会 12回 157人 配食 13回 427人 配食はひとり暮らしの高齢者対象	友愛訪問 1回 180人 介護予防教室 1回 80人	世代間交流 2回 96人 親子ウォークラリー 1回 40人 ボランティア活動(敬老会) 1回 10人	広報紙の発行 2回 介護予防教室 4回 80回	会員会費 日赤募金 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
東部	会食会 19回 373人 会食は一人暮らし高齢者、高齢者世帯対象	ニーズ調査 友愛訪問 一人暮らし高齢者との交流会 1回 36人 友愛訪問は寝たきり、一人暮らし、要介護者の方が対象	世代間交流 2回 82人 交流グランドゴルフ、ミニ門松作り	広報紙の発行 2回 福祉委員研修会	会員会費 日赤募金 共同募金A, B 歳末たすけあい募金
希望ヶ丘	会食会 8回 199人 会食会は後期高齢者対象	友愛訪問 129人 一人暮らし高齢者対象	世代間交流 2回 56人 ふれあい郵便 2回 118通	広報紙の発行 1回	会員会費 日赤募金 共同募金A, B 歳末たすけあい募金

支部名	在宅福祉サービス部会	介護世帯支援部会	児童福祉推進部会	福祉教育推進部会	募金活動部会
緑ヶ丘	会食会 3回 189人 茶話会 28回 297人 友愛訪問 66人 友愛訪問は70歳以上一人暮らし高齢者対象		交通安全教室 けん玉教室 卓球教室 世代間交流	広報紙の発行 1回 地区文化祭作品展参加 福祉委員研修	会員会費 日赤募金 共同募金A 歳末たすけあい募金



「第４次地域福祉活動計画」

発 行 平成３０年３月

発行者 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

〒963-8024 福島県郡山市朝日１丁目２９番９号 郡山市総合福祉センター内

TEL ０２４－９３２－５３１１ FAX ０２４－９３２－６７６８
